

近畿大学学生証一体型VISAプリペイドカード特約

第1条（近畿大学学生証一体型VISAプリペイドカード）

1. 本特約は、学校法人近畿大学（以下「近畿大学」という）と三井住友カード株式会社（以下「三井住友」といい、両者をあわせて「各社」という）が提携し、近畿大学が学生証発行者として、三井住友が前払式支払手段発行者として発行する、学生証及びVISAプリペイドカードの機能を備えた「近畿大学学生証一体型VISAプリペイドカード」（以下「本プリペイド」という）について定めるものです。
2. 本プリペイドの利用者は、本特約並びに三井住友VISAプリペイド購入規約、三井住友VISAプリペイド利用規約、個人情報の取扱いに関する同意条項（プリペイド専用）及び三井住友VISAプリペイドWebサービス利用特約並びに近畿大学学則（以下、総称して「規約等」という）の最新版を確認のうえ、それらに同意する必要があります。

第2条（定義）

本特約において、「利用者」は、所定の手続きにより申込みを行い近畿大学から本プリペイドを所定の方法で交付された本プリペイドの利用者を意味するものとします。

第3条（利用者）

1. 利用者は、近畿大学の学生、且つ近畿大学が適当と認めた方のみとします。
2. 利用者は、本プリペイドを正当に所持及び利用するものとします。
3. 本プリペイドに適用される規約等に定める「会員」は、利用者を意味するものとします。
4. 利用者は、各社から届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。
5. 利用者は、本特約に同意のうえ、本プリペイド裏面のご署名欄に自署するものとします。なお、利用者は、本プリペイド裏面に署名をした場合、本特約の内容を承認したものとみなされることを承諾するものとします。
6. 三井住友は、利用者から書類をご提出いただいた場合、その書類を返却いたしません。

第4条（交付方法）

本プリペイドは近畿大学が運営する入学手続き、及び近畿大学が認めるその他手続きの際に交付されます。

第5条（有効期限）

1. 本プリペイドのVISAプリペイド機能については、三井住友VISAプリペイド利用規

約の内容にかかわらず、利用者が入学した年の4年後の3月末日に失効し、自動的に更新されないものとします。

2. 利用者が留年等により前項の有効期限が経過した後においても近畿大学に在籍する場合は、利用者が近畿大学に所定の届けを提出し近畿大学が適当と認めた場合に限り、近畿大学所定の期間 VISA プリペイド機能の利用ができる、本プリペイドの交付を受けることができるものとします。
3. 利用者は、第1項に定める有効期間が経過したとき、及び卒業、修了、退学、除籍、その他学籍を離れたときは本プリペイドを近畿大学に返還しなければならないものとします。

第6条（本プリペイド番号等の管理）

1. 本プリペイドのカード原板の所有権は近畿大学と三井住友とに帰属するものとします。
2. 利用者は本プリペイドを第三者に譲渡することはできないものとします。
3. 三井住友 VISA プリペイド Web サービス利用特約第4条第1項の内容にかかわらず、利用者は自己の責任で、利用者に対して三井住友から発行されまたは認証された ID 及びパスワードを、利用者の保護者に限り利用させることができるものとします。

第7条（盗難等による再発行）

1. カード原板の磁気不良、毀損、及び本プリペイドの盗難等の場合には、利用者が近畿大学に所定の届けを提出し近畿大学が適当と認めた場合に限り、近畿大学が本プリペイドを再発行します。
2. 前項の再発行がされた場合、利用者は再発行された本プリペイドについて、専用 Web サイトの開設、及び旧カードから新カードへの残高の移行等を自己の責任で行うものとします。

第8条（特約の改定）

本特約が改定され、その改定内容が利用者に通知された後又は改定後の本特約が利用者へ送付された後に、利用者が本プリペイドを利用したときには、利用者はその改定を承認したものとみなします。

第9条（規約の適用）

本特約に定めのない事項については、規約等が適用されます。

第10条（相談窓口）

本プリペイドの発行及び利用に関する相談は、下記にご連絡ください。

<プリペイド発行元>

三井住友カード株式会社

〒541-8537 大阪府大阪市中央区今橋4-5-15

三井住友プリペイドデスク 06-7636-2567

<http://vpass.jp/b-prepaid/>

<学生証発行元>

近畿大学学生部学生生活課

E-mail : gakusei@itp.kindai.ac.jp

以 上

(2016年2月制定)